

外貨建定額個人年金保険

ベストセレクション

Best Selection

●この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等については、「ご契約のしおり/約款」「設計書」にてご確認ください。契約者が法人となる場合は、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をあわせてご確認ください。

■生命保険契約者保護機構について

- マニライフ生命保険株式会社は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構：TEL/03-3286-2820[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページ/https://www.seihohogo.jp/

くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

大和証券の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約はお客さまからのお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。なお募集人の権限等の確認は、マニライフ生命投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

公的年金制度 (老齢年金制度) のご案内

公的年金制度に加入している方は、一定の年齢になった場合に、老齢年金を受取れます。将来受取り可能な年金の見込み額を把握したうえで、不足する資金を計画的に準備しましょう。



生命保険協会ホームページ お客さま向けご案内チラシ
https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/

募集代理店

大和証券株式会社

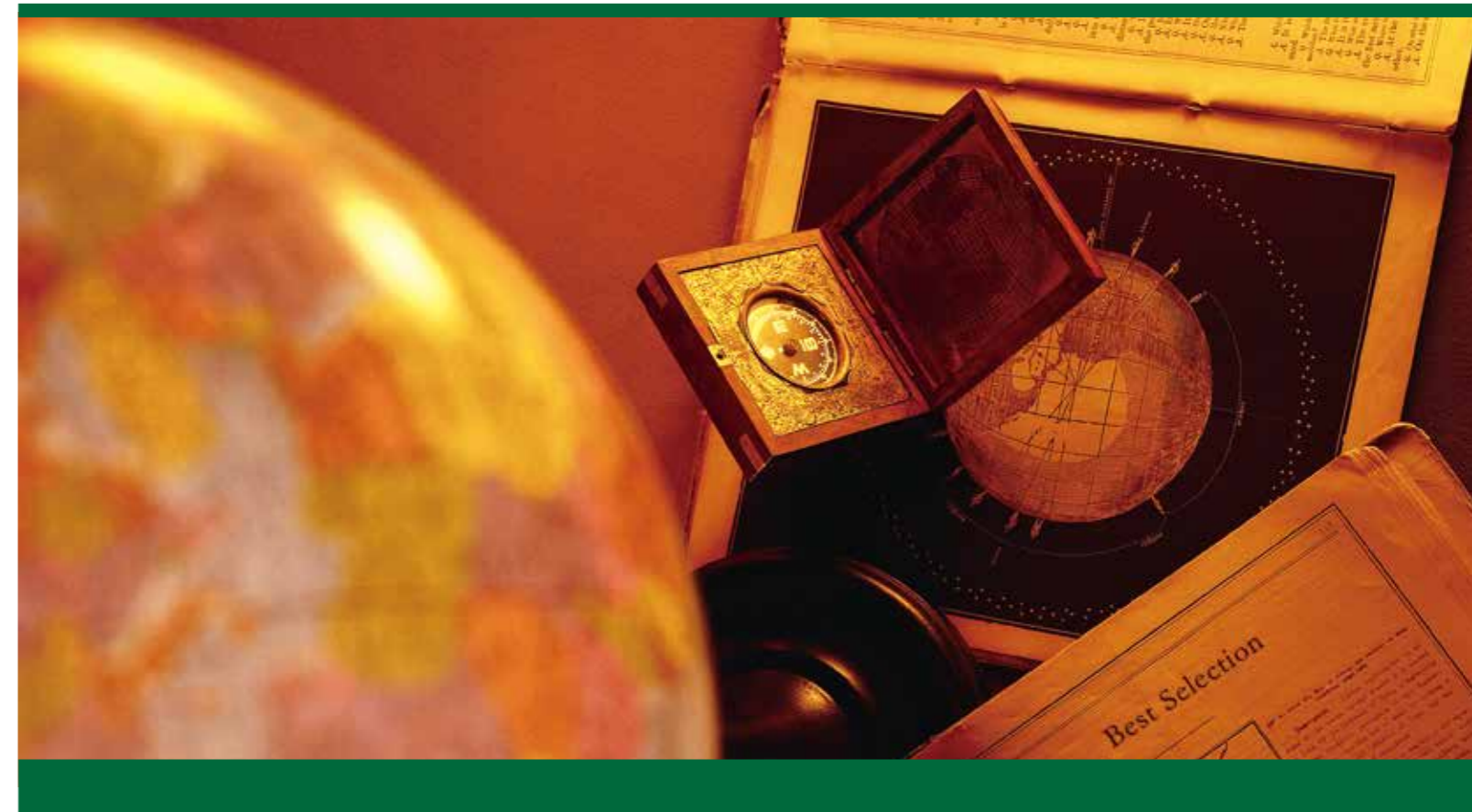
引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ：www.manulife.co.jp

投資型商品カスタマーセンター

☎0120-925-008 受付時間：月～金曜日 9時～17時
祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。



商品パンフレット



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

- 解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。
- 契約通貨建で最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建では元本割れする可能性があります。

募集代理店

大和証券
Daiwa Securities

引受保険会社

Manulife
マニライフ生命

「ベストセレクション」は、積立金を米ドル建・豪ドル建で運用する定額個人年金保険です。外貨を活用した2つのプランから、お客さまのニーズに合わせて選択いただけます。



目標設定プラン

運用成果を「円建」で確保したい方へ。

- POINT.1 「円建」で目標額を設定できます。
- POINT.2 ご契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。
※判定はマニュアルライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。
- POINT.3 目標額に到達した場合、自動的に運用成果を「円建」で確保します。

※「目標設定プラン」とは、主契約に円建年金移行特約を付加したお取り扱いになります。また、円建年金移行特約を付加しないお取り扱いもできます。



終身年金プラン

すぐに、一生涯年金を受け取りたい方へ。

- POINT.1 最短でご契約日の2ヵ月経過後から年金をお支払いします。
- POINT.2 一生涯にわたって年金をお支払いします。
- POINT.3 年金の合計額は、年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%のいずれかを最低保証します。

※年金の合計額として年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%のいずれかを最低保証するのは、保証金額(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額)に到達するまで年金をお支払いした場合です。
 ※年金の合計額は、契約通貨建で最低保証されています。そのため、円に換算した場合、元本割れる可能性があります。

※「終身年金プラン」とは、主契約に年金支払総額保証付終身年金特約を付加したお取り扱いになります。

※「目標設定プラン」と「終身年金プラン」は重複して選択することはできません。また、ご契約後にプランの変更はできません。
 ※この商品パンフレットでは「ご契約のしおり/約款」等に記載されている「据置期間付円建年金」を「円建年金」、「年金支払総額保証付終身年金」を「終身年金」と表記しています。

【用語のご説明】 ●基本保険金額：死亡給付金をお支払いするときに ●据置期間：ご契約日から年金支払開始日の前日まで ●積立利率：積立金額の計算等に用いる利率で、マ(ご契約日に設定されている積立利率が ●年金原資：年金支払開始日前日の積立金額です。

基準となる金額で、一部解約がない場合、一時払保険料と同額になります。

の期間です。

マニュアルライフ生命の定める所定の指標金利に基づき原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている積立利率が適用されます変更されることはありません。積立利率は、プランや契約通貨等に応じて異なります。また、年0.05%を最低保証します。

ただし、終身年金プランで据置期間0年を選択(即時払年金特約を付加)した場合は、一時払保険料相当額になります。

⚠️ ご注意 この保険にかかるリスクについて

- この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場
 - この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます。支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれ
- *一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込の変動に伴うリスクは、ご契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。す(市場価格調整)。また、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、解約返戻金額*または年金の一括があります。

目標設定プラン

運用成果を「円建」で確保できなかった方へ。

ご契約時に契約通貨と据置期間をつぎのいずれかから選択いただき、ご契約日に設定された積立利率で運用します。

契約通貨	米ドル・豪ドル	据置期間	5年・10年
------	---------	------	--------

POINT. 1 「円建」で目標額を設定できます。

- ご契約時につぎのいずれかの目標値を選択し、円建で目標額を設定できます。また、据置期間中に目標額を変更することもできます。

目標値 **120%** **130%** **140%** **150%**

目標額 = 円換算一時払保険料*1 × 目標値

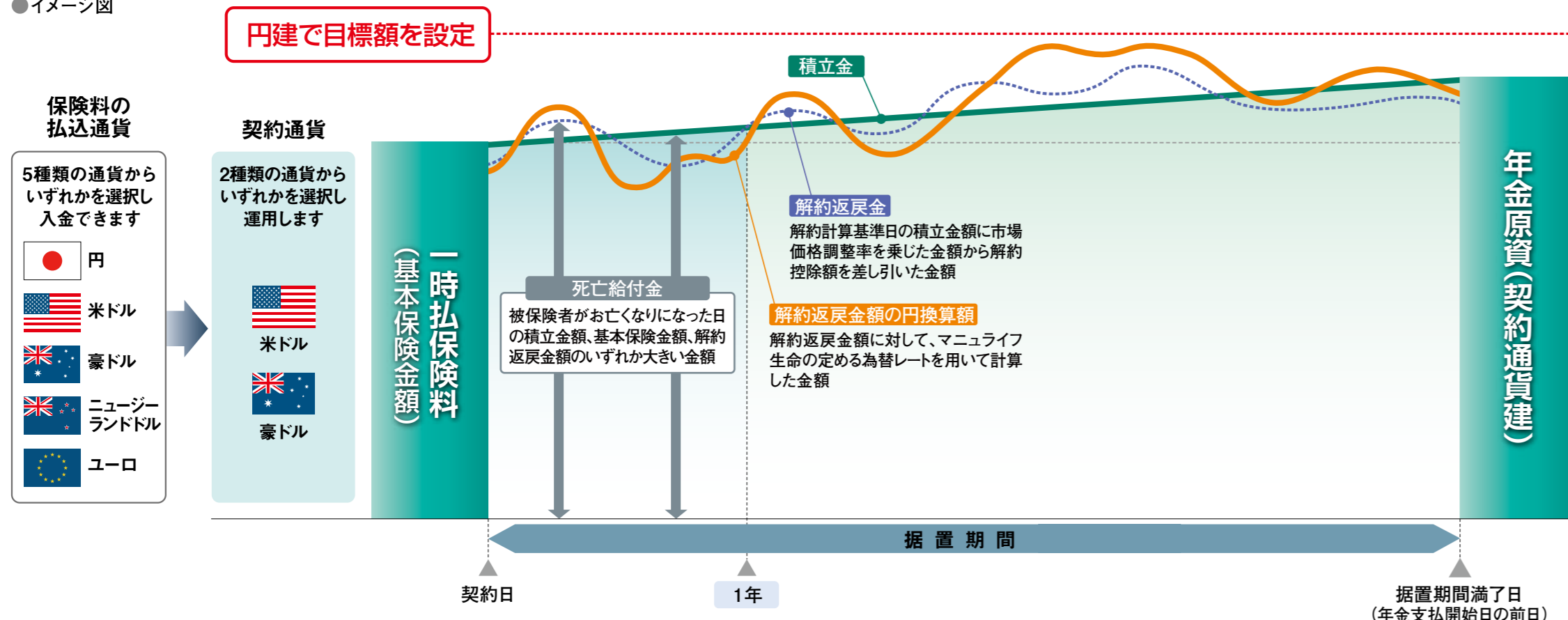
*1 円換算一時払保険料は、保険料の払込通貨で払い込まれた金額(保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合は一時払保険料)に、マニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レートに乗じて円換算した金額です。なお、保険料の払込通貨が円の場合は、お払いいただいた金額になります。
*目標額を設定しないことも選択いただけます。

▶「目標額」についての詳細は P.20「目標設定プラン 目標額の設定・変更について」をご覧ください。

POINT. 2 ご契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。

- ご契約日の1年経過後から据置期間満了日まで、解約返戻金額の円換算額が目標額に到達したかをマニライフ生命が毎日判定します。
*判定は、マニライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。

●イメージ図



*上図は将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。
*上図に表示の基本保険金額・積立金・解約返戻金・死亡給付金は、契約通貨建となります。

目標額に到達しなかった場合、ご契約時に確定した年金原資をもとに年金をお支払いします。

- 契約通貨建の確定年金(5年)で年金をお支払いします。年金額は次の算式により計算されます。

$$\text{年金額} = \text{年金原資} \times \text{年金額算出率}^{*2}$$

*2 年金額算出率は、積立利率に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている年金額算出率が適用されます(ご契約日に設定されている年金額算出率に変更されることはありません)。*目標額を設定しなかった場合の年金のお支払いも、上記と同様のお取り扱いとなります。

注意

- 次の影響により、目標額に到達しないことがあります。
- 解約返戻金額の計算には市場価格調整が適用されるため、判定時点の市場金利の影響を受けます。また、解約控除が適用されると、解約返戻金額は減少します。
- 解約返戻金額の円換算額は、判定時点の為替相場の影響を受けます。

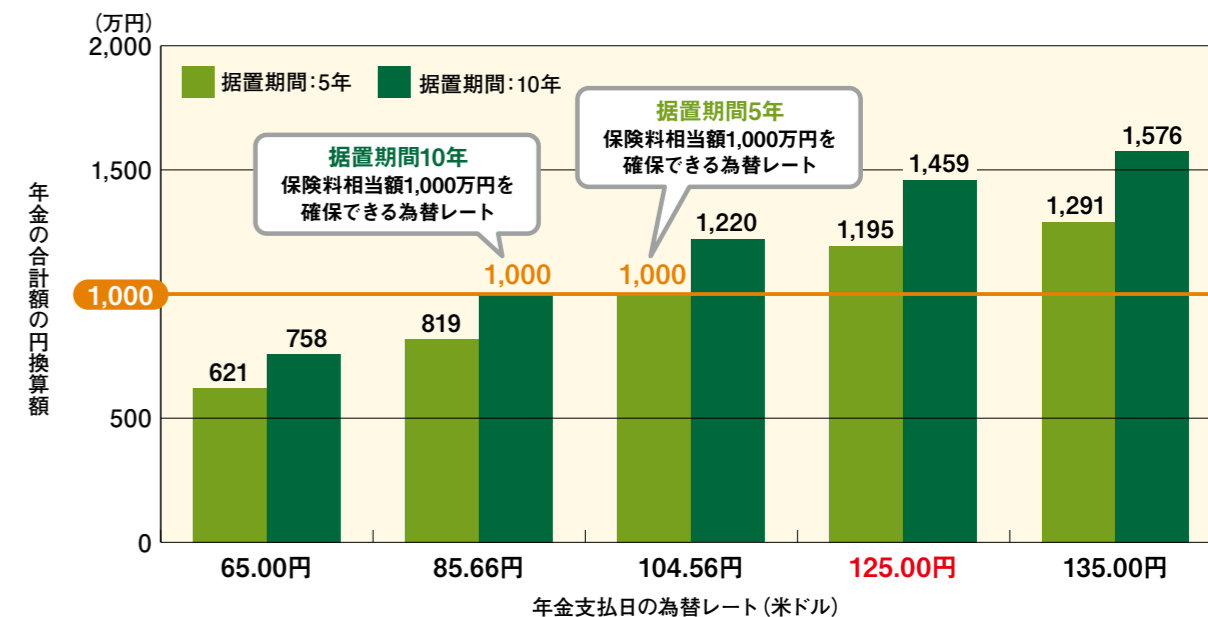
▶「年金」についての詳細は P.9「年金のお支払い方法」をご覧ください。

【契約通貨建の確定年金(5年) 年金の合計額の円換算額シミュレーション】

年金の合計額の円換算額が保険料相当額1,000万円を確保できる為替レートを計算したシミュレーションです。

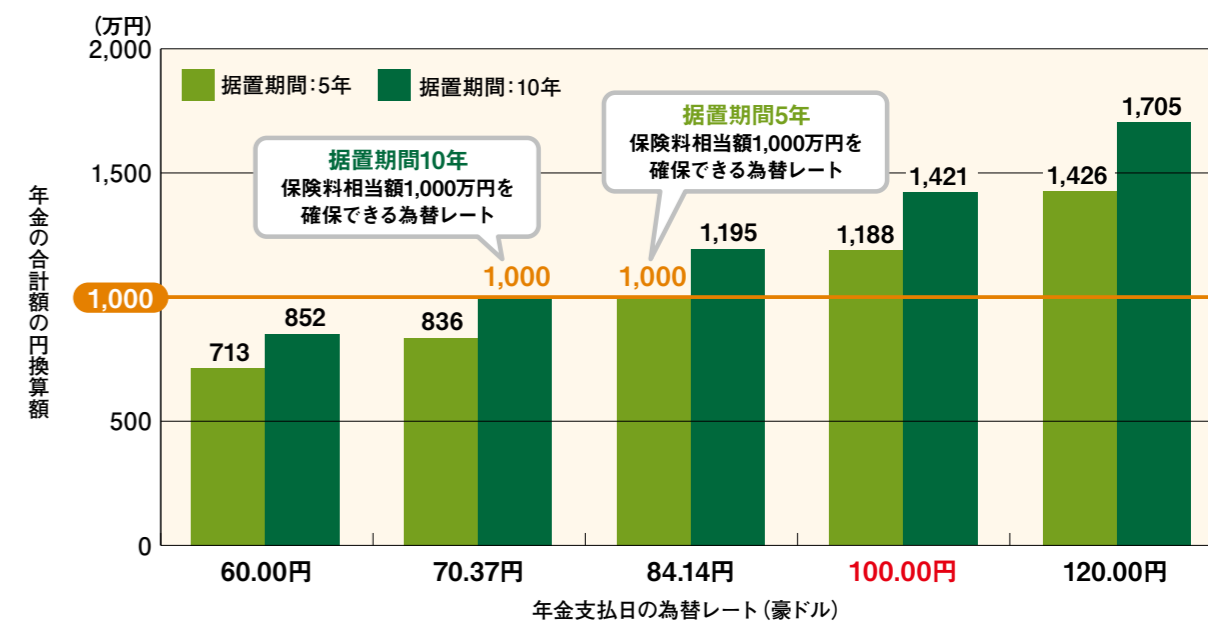
契約通貨 米ドル 保険料相当額:1,000万円

据置期間	一時払保険料	ご契約日の為替レート	積立利率	年金原資	年金額算出率	年金額	年金の合計額
5年	80,000米ドル	1米ドル=125.00円	年2.59%	90,910米ドル	21.04%	19,128米ドル	95,640米ドル
10年			年3.21%	109,725米ドル	21.28%	23,350米ドル	116,750米ドル



契約通貨 豪ドル 保険料相当額:1,000万円

据置期間	一時払保険料	ご契約日の為替レート	積立利率	年金原資	年金額算出率	年金額	年金の合計額
5年	100,000豪ドル	1豪ドル=100.00円	年2.51%	113,196豪ドル	21.00%	23,772豪ドル	118,860豪ドル
10年			年2.98%	134,130豪ドル	21.19%	28,423豪ドル	142,115豪ドル



*取引にかかる費用や税金は考慮していません。
*年金原資および年金の合計額の円換算額は1米ドルまたは1豪ドル未満および1万円未満を切り捨てて記載しています。
*年金の合計額の円換算額は、年金を円に換算する為替レートが毎年同一であったと仮定して計算しています。

この資料は仮定の積立利率・年金額算出率や為替レートを使用して作成したものです。実際にはご契約日に設定されている積立利率・年金額算出率が適用されるため、記載の数値はご契約により異なります。

▶「円支払特約A型」についての詳細は P.19「各種お取り扱いについて」をご覧ください。

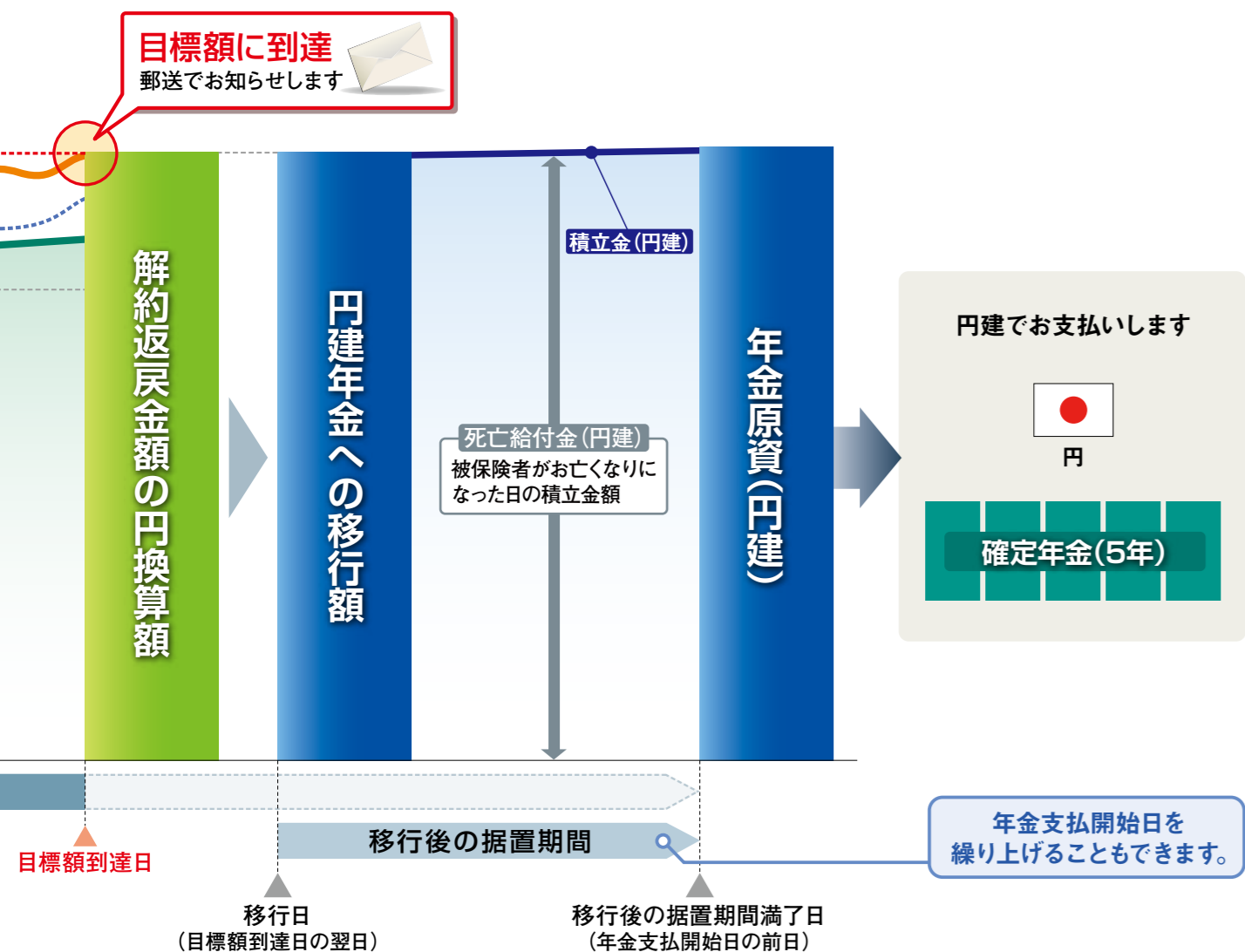
したい方へ。

運用します。

POINT. 3 目標額に到達した場合、自動的に運用成果を「円建」で確保します。

- 目標額に到達した場合、到達日の翌日を移行日として自動的に円建年金へ移行します。移行後の据置期間*2中の積立金は、マニュアル生命の定める利率による利息をつけて積み立てます。
*2 移行後の据置期間とは、移行日から年金支払開始日前日までの期間です。
- ⚠️【ご注意】 ご契約日から1年以内は目標額に到達しても円建年金へは移行しません。
- 円建年金へ移行後の据置期間満了日の積立金額を年金原資として、円建の確定年金(5年)で年金をお支払いします。
- 移行後の据置期間中、毎年の年単位の契約当日に年金支払開始日を繰り上げて年金をお支払いすることができます。

▶「年金」についての詳細は P.9 「年金のお支払い方法」をご覧ください。



終身年金プラン

すぐに、一生涯年金を受け取りたい方へ。

ご契約時に契約通貨と据置期間をつぎのいずれかから選択いただき、ご契約日に設定された積立利率で運用します。

契約通貨 米ドル・豪ドル 据置期間 0年～5年(1年単位)

POINT. 1 最短でご契約日の2ヵ月経過後から年金をお支払いします。

- 最短でご契約日の2ヵ月経過後から年金をお支払いします。
※据置期間0年を選択(即時払年金特別を付加)した場合には、ご契約日を年金支払開始日として、その日を含めて2ヵ月経過した日の翌日に第1回の年金をお支払いします。また、第2回以降の年金のお支払いは、毎年の契約当日になります。
- ▶「年金」についての詳細は P.9 「年金のお支払い方法」をご覧ください。

POINT. 2 一生涯にわたって年金をお支払いします。

- 被保険者が生存されている限り、契約通貨建の年金を一生涯にわたってお支払いします。
- 年金額は次の算式により計算されます。

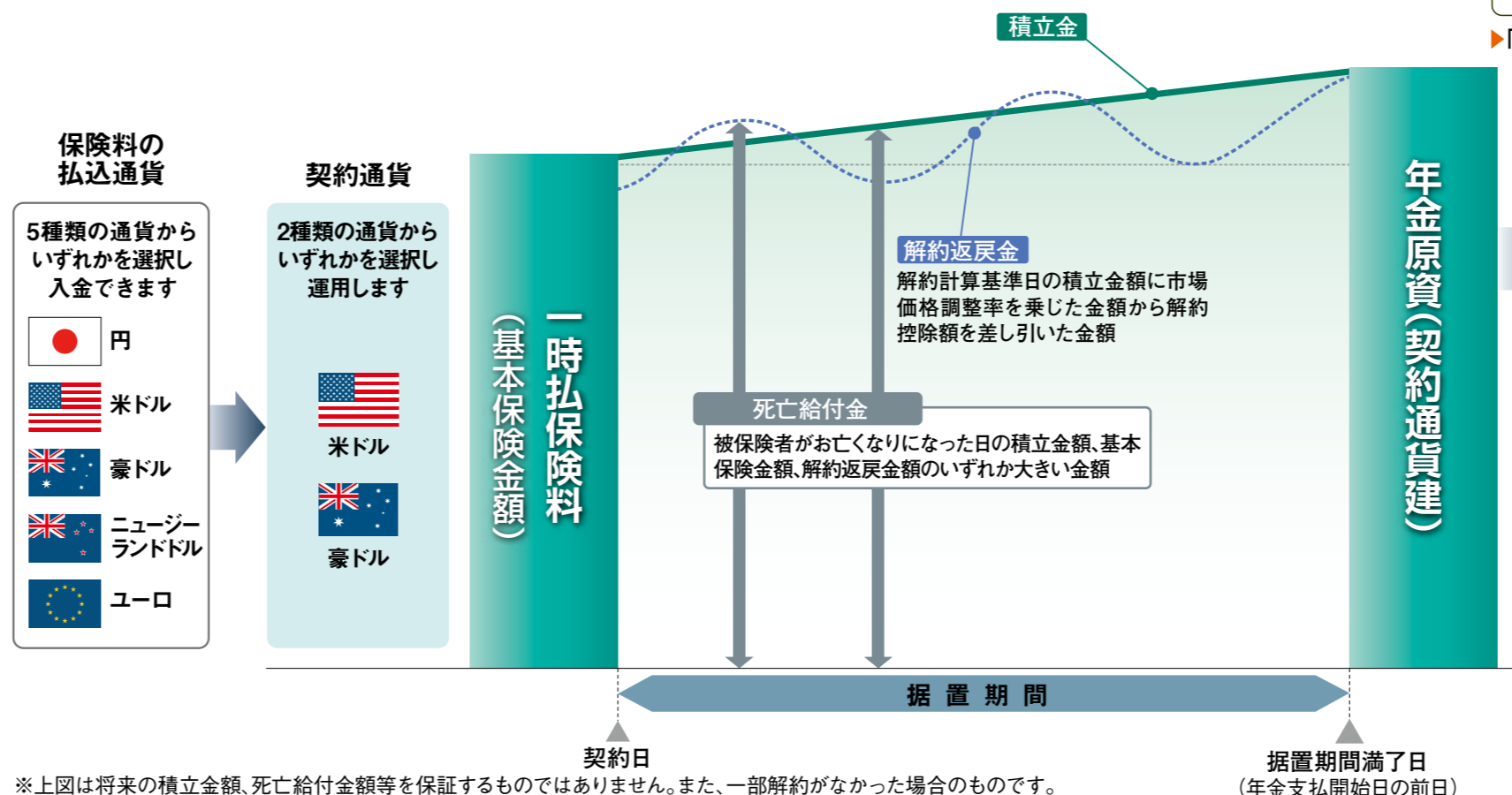
$$\text{年金額} = \text{年金原資} \times \text{年金額算出率}^*$$

*年金額算出率は、積立利率等に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)に設定され、ご契約日に定められた年金額算出率が適用されます(ご契約日に定められた年金額算出率に変更されることはありません)。契約通貨や被保険者の性別、年金支払開始年齢、年金支払総額保証割合に応じて異なります。

*年金原資は、据置期間0年を選択した場合、一時払保険料と同額になります。据置期間1年～5年を選択した場合、年金支払開始日前日の積立金額になります。

▶「年金」についての詳細は P.9 「年金のお支払い方法」をご覧ください。

●イメージ図(据置期間1年～5年の場合)



※上図は将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のもので、上図に表示の基本保険金額・積立金・解約返戻金・死亡給付金は、契約通貨建となります。

POINT. 3 年金の合計額は、年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%のいずれかを最低保証します。

- ご契約時に、保証金額を計算するための年金支払総額保証割合を100%・110%・130%のいずれかから選択いただけます。
※年金の合計額として保証金額(被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額)を保証します。保証金額が、ご契約時に選択いただいた年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%を下回ることはありません。
※ご契約後に年金支払総額保証割合を変更することはできません。

$$\text{保証金額} = \text{年金額} \times \left[\text{年金支払総額保証割合} (100\% \cdot 110\% \cdot 130\%) \div \text{年金額算出率} \right]$$

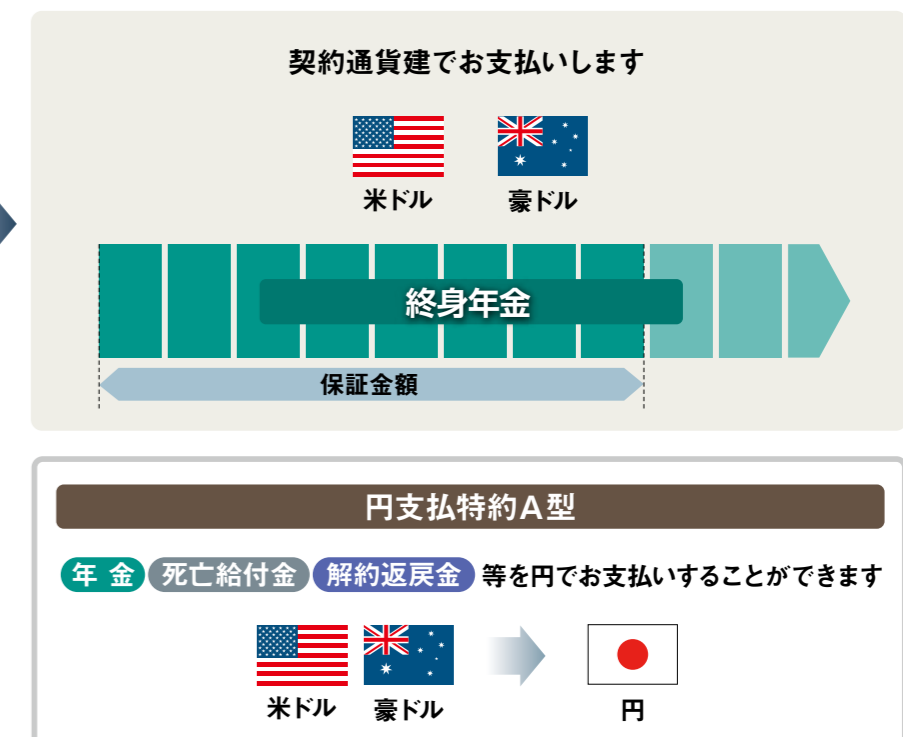
※「年金支払総額保証割合(100%・110%・130%)÷年金額算出率」は、年金の合計額が保証金額に達するまでにかかる年数を表し、小数点第1位以下を切り上げます。

- 年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合でも、年金の合計額が保証金額に達するまで、年金受取人に年金をお支払いします。

⚠️【ご注意】

- 年金の合計額として年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%を最低保証するのは、保証金額に到達するまで年金をお支払いした場合です。ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に最低保証はありませんので、保証金額や一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の合計額は、契約通貨建で最低保証されています。そのため、年金の支払総額を円に換算した場合、為替レートによっては保証金額の円換算額や、お払いいただいた金額の円換算額(円でお払いいただいた場合はその金額)を下回り、元本割れる可能性があります。
- 外貨でお支払いする年金に源泉徴収税が発生する場合、その税額を年金額から差し引くため、終身年金でお受け取りになる年金の合計額が年金原資(契約通貨建)の100%・110%・130%を下回ることがあります。

▶「年金」についての詳細は P.9 「年金のお支払い方法」をご覧ください。



▶「円支払特約A型」についての詳細は P.19 「各種お取り扱いについて」をご覧ください。

年金のお支払い方法

目標設定プラン

一定期間、年金をお支払いします。



▶ 目標額に到達した場合

円建 確定年金(5年)

円建年金へ移行後の据置期間満了日の積立金額を年金原資として、年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*1等)により計算した金額を年金額*2とします。

※円建年金への移行日には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておりません。なお、マニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。

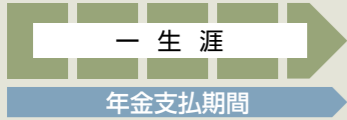
▶ 目標額に到達しなかった場合 / 目標額を設定しなかった場合

契約通貨建 確定年金(5年)

据置期間満了日の積立金額を年金原資として、その年金原資に、ご契約日に設定された年金額算出率を乗じた金額を年金額とします。

終身年金プラン

一生涯、年金をお支払いします。



契約通貨建 終身年金

据置期間満了日の積立金額を年金原資として、その年金原資に、ご契約日に設定された年金額算出率を乗じた金額*3を年金額とします。

※年金支払総額保証割合が100%・110%・130%の場合では、年金額算出率が異なるため、年金額が異なります。

*1 予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

*2 マニュアル生命の定める個人年金保険契約を通算し、同一の被保険者について年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、その年金額を基準として年金支払開始日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算された年金原資を超える部分の年金原資について、当該部分を一時金で年金受取人にお支払いします。また、年金額が5万円未満の場合、年金での支払いは行わず、移行後の据置期間満了日の積立金額を一時金で契約者にお支払いします。

*3 据置期間0年を選択した場合、年金額は一時払保険料相当額にご契約日に設定されている年金額算出率を乗じた金額になります。また、年金はご契約日を年金支払開始日として、その日を含めて2ヵ月経過した日の翌日に第1回の年金をお支払いします。なお、第1回の年金をお支払いする際に、マニュアル生命の定める利率で計算した利息をつけてお支払いします。第2回以降の年金のお支払いは毎年の契約応当日になります。

⚠️ ご注意

年金は、年金支払日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。

※終身年金プランで据置期間0年を選択した場合、第1回の年金は、年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日から5営業日以内にお受け取りいただけます。

年金の一括支払

将来の年金のお支払いにかえて、年金支払開始日以後に、年金支払期間の残存期間に対する年金(終身年金の場合は、支払保証部分*4)の一括支払を請求することができます。

*4 支払保証部分とは、被保険者の生死にかかわらずお支払いする年金の合計額のうち年金支払日が未到来の年金のことをいいます。

※終身年金プランで年金の一括支払を行い、支払保証部分の最後の年金支払日後の年金支払日に被保険者が生存していた場合は、継続して年金をお支払いします。なお、年金の一括支払を行った後に被保険者がお亡くなりになった場合は、ご契約は消滅します。

⚠️ ご注意

終身年金プランで据置期間0年を選択した場合、年金の一括支払は、ご契約日から2ヵ月以内はお取り扱いできません。

▶ 「年金の一括支払」についての詳細は [P.14「年金の一括支払」](#) をご覧ください。

● 指定代理請求人について

・年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。

※ご契約者が法人の場合、指定代理請求人を指定できません。

・年金受取人が傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない場合等に、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

● 後継年金受取人について

・ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

死亡保障

● 年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金をお支払いします。

	支払事由発生時期	支払金額	受取人
目標設定プラン	据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額・解約返戻金額・基本保険金額のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
	移行後の据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額	
終身年金プラン	据置期間中	被保険者がお亡くなりになった日の積立金額・解約返戻金額・基本保険金額のいずれか大きい金額	

⚠️ ご注意

● この保険は、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった場合、一時金のお取り扱いはなく、確定年金は年金支払期間が満了するまで、終身年金は支払事由の生じた年金の合計額が保証金額に達するまで、年金受取人に年金を継続してお支払いします。

※年金受取人が被保険者の場合は、その相続人(後継年金受取人を指定している場合は後継年金受取人)に年金をお支払いします。

● 終身年金プランで据置期間0年を選択した場合、死亡給付金のお支払いはありません。

市場価格調整率

- この保険は、解約・一部解約および年金の一括支払の際に市場価格調整率を適用します。市場価格調整率とは、運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額や年金の一括支払による支払金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨および据置期間に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

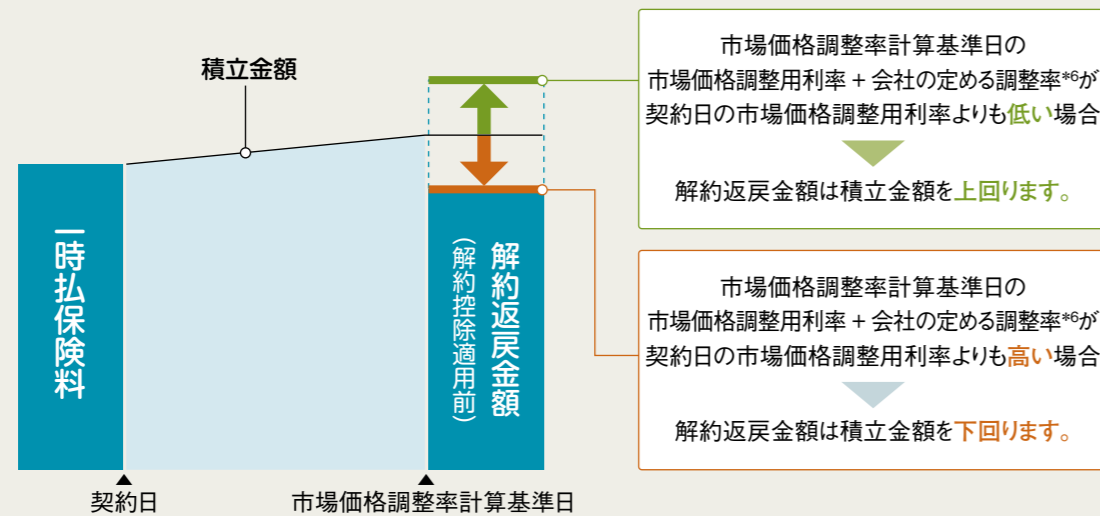
$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{ご契約日における市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \text{市場価格調整率計算基準日}^{*2}\text{における市場価格調整用利率}^{*3} + \text{会社の定める調整率}^{*4}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*5}}{12}}$$

- *1 ご契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 市場価格調整率計算基準日は、お取り扱いにより以下ようになります。

市場価格調整率計算基準日	
解約返戻金	解約計算基準日または一部解約計算基準日
年金の一括支払	年金の一括支払の請求書類をマニユライフ生命が受け付けた日（書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限り）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日）

- *3 市場価格調整率計算基準日をご契約日として、このご契約と同一の新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値
- *4 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率
- *5 残存月数は、市場価格調整率を計算する際に用いる月数になります。詳細については「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」および「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

<市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ（解約控除適用前）>



- *6 この「会社の定める調整率」により、ご契約日と市場価格調整率計算基準日の市場価格調整用利率が同じ場合であっても、解約返戻金額（解約控除適用前）は積立金額を下回ります。なお、この場合、ご契約日からの経過年数が短い（残存月数が長い）ほど解約返戻金は大きく減少します。

<ご契約を解約された場合の市場価格調整率の例>

【前提条件】

年金の種類：確定年金 据置期間：5年 ご契約日における積立利率：年3.00% ご契約日における市場価格調整用利率：年3.50%
 解約計算基準日・一部解約計算基準日の市場価格調整用利率：年3.50% 会社の定める調整率：0.10%

契約日からの経過年数 ^{*7}	1年	2年	3年	4年	5年
市場価格調整率	99.40%	99.50%	99.60%	99.70%	99.80%

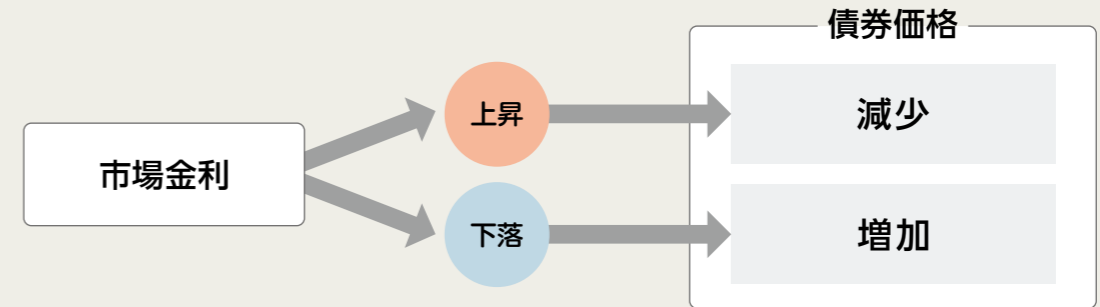
- *7 ご契約日からの経過年数は、ご契約日から毎年の契約応当日の前日までの期間とします。
- *例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日の前日を解約計算基準日とした場合の率です。

ご契約を解約した場合または年金の一括支払を行った場合、市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額に反映させるため、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額は増減することがあります。具体的には、解約時の市場価格調整用利率または年金の一括支払時の市場価格調整用利率がご契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額または年金の一括支払による支払金額は減少することがあります。

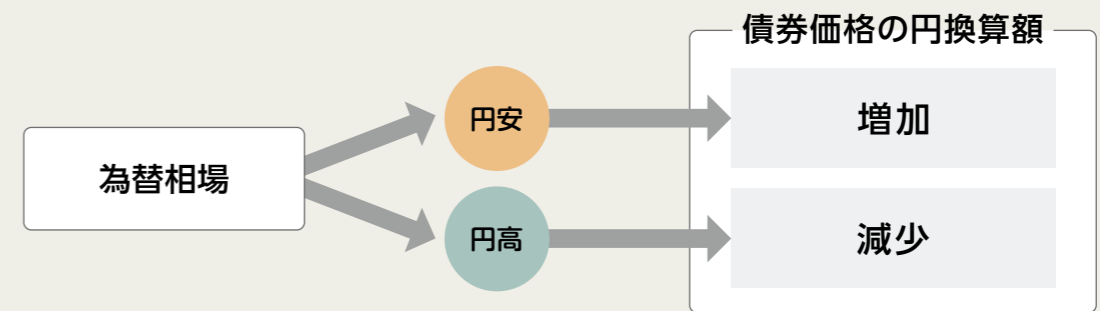
ご参考

市場金利や為替相場の変動が契約通貨建の運用資産（債券等）に与える影響について

- 市場金利の変動が、外国債券価格に与える影響



- 為替相場の変動が、外国債券価格の円換算額に与える影響



【市場金利と為替相場の変動が、外国債券価格の円換算額に与える影響】

市場金利	為替相場	債券価格の円換算額
上昇	円安	増加にも減少にも働く
上昇	円高	減少に働く
下落	円安	増加に働く
下落	円高	増加にも減少にも働く

- この保険の積立金は、契約通貨建の債券等で運用しています。
- 解約返戻金額の円換算額を計算する場合には、市場金利と為替相場それぞれの影響を受けます。
- 目標設定プランの場合、契約時よりも為替相場が円安になっても、市場金利が上昇すると目標額に到達しないことがあります。



■ 解 約

- 年金支払開始日以前に限り、ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日*1の積立金額(一部解約の場合、減額された積立金額)に市場価格調整率を乗じた金額から解約控除額を差し引いた金額です。

解約返戻金額 = 解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額 × 市場価格調整率 - 解約控除額

解約控除額 = 解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額 × 解約控除率*2

*1 解約計算基準日・一部解約計算基準日は、マニュアル生命が解約・一部解約の請求書類を受け付けた日(書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日)です。

*2 解約控除率についての詳細は下表をご覧ください。

※一部解約後の基本保険金額が契約通貨ごとにつきの金額を下回る場合、一部解約をお取り扱いできません。

米ドル:20,000米ドル/豪ドル:20,000豪ドル

※移行後の据置期間中に解約・一部解約した場合、解約返戻金額は、解約計算基準日・一部解約計算基準日の積立金額をお支払いします(市場価格調整および解約控除は適用されません)。ただし、一部解約後の積立金額が50万円を下回る場合、一部解約のお取り扱いはできません。

⚠️ ご注意

- 終身年金プランで据置期間0年を選択した場合、ご契約の解約・一部解約のお取り扱いはありません。
- ご契約を解約した場合、市場価格調整が適用されるため、解約返戻金額は増減することがあります。また、積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

■ 年金の一括支払

- 年金支払開始日以後に、将来の年金のお支払いにかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金(終身年金の場合は、支払保証部分)の一括支払を請求することができます。年金の一括支払による支払金額は、年金の種類に応じて下表のようになります。

年金の種類	年金の一括支払による支払金額
円建 確定年金(5年)	年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価 (市場価格調整および解約控除は適用されません)
契約通貨建 確定年金(5年)	年金支払期間の残存期間に対する未払年金の現価 × 市場価格調整率 (解約控除は適用されません)
契約通貨建 終身年金	支払保証部分の現価 × 市場価格調整率 - 解約控除額 解約控除額 = 支払保証部分の現価 × 解約控除率

⚠️ ご注意

年金の一括支払を行った場合、市場価格調整が適用されるため、年金の一括支払による支払金額は増減することがあります。また、終身年金の場合、支払保証部分の現価に市場価格調整率を乗じた金額から、ご契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

年金の一括支払の具体例については、契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)の8ページに記載しておりますので、あわせてご覧ください。

●解約控除率

解約・一部解約および終身年金の年金の一括支払の際に適用されます。

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
目標設定プラン(据置期間5年)	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	—	—	—	—	—	—
目標設定プラン(据置期間10年)	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	—
終身年金プラン	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	0.0%

* 1年以内とは、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

諸費用

- この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時および年金の一括支払時に解約控除がかかる場合や外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。
また、円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。

保険関係費

保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

解約・一部解約時および終身年金の年金の一括支払時にご負担いただく費用

解約・一部解約時および終身年金の年金の一括支払時にご契約日からの経過年数等に応じてご負担いただきます。なお、契約通貨建の確定年金の年金の一括支払時にご負担いただく費用はありません。

項目	費用	
解約控除	目標設定プラン (据置期間5年)	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて 5.0%~3.0% の解約控除率を乗じた金額
	目標設定プラン (据置期間10年)	解約に相当する部分の積立金額*1に、経過年数に応じて 7.0%~2.5% の解約控除率を乗じた金額
	終身年金プラン	解約計算基準日または一部解約計算基準日*2に、解約に相当する部分の積立金額*1に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。

*1 終身年金の年金の一括支払の場合は、支払保証部分の現価とします。

*2 終身年金の年金の一括支払の場合は、年金の一括支払の請求書類をマニュアル生命が受け付けた日とします。

※円建年金への移行後の解約・一部解約時および円建の確定年金の年金の一括支払時には市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。

外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 一時払保険料を外貨でお払い込みいただく際に、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの①~④の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、⑤の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートをを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
- ③「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ④「円建年金移行特約」を付加し、円建年金への移行に際して解約返戻金額を円に換算する場合
- ⑤「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

* 対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニュアル生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料円入金特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
② 「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
	契約通貨のTTM - 50銭	
④ 「円建年金移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM - 50銭	
⑤ 「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM - 50銭)	

※2024年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

円建年金への移行後の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	
年金管理費 (年金支払の管理にかかる費用)	責任準備金額に 0.4% を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

税務のお取り扱い

税務上の換算レート

●この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。ただし、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、従来の円建の生命保険と同様にお取り扱いいたします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(源泉分離課税)	解約計算基準日	TTB
	所得税(一時所得)		TTM
死亡給付金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
年金	所得税(雑所得)	毎年の年金支払日*3	TTM

- *1 TTMとは対顧客電信売相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。
- *2 「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料相当額を契約通貨と異なる外貨でお払いいただいた場合、一時払保険料は、そのお払いいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。また、「保険料円入金特約A型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払いいただいた場合、一時払保険料はそのお払いいただいた金額が基準となります。
- *3 第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、第1回目の年金については、その日となります。

●「円支払特約A型」を付加した場合、解約返戻金、死亡給付金および年金等は下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4
死亡給付金	請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日
年金	「毎年の年金支払日(第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、第1回の年金については、その日。)」または「請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日」のいずれか遅い日
年金の一括支払による支払金	「年金支払開始日(第1回の年金のお支払いを年金支払開始日からその日を含めて2ヵ月経過した日の翌日とする場合は、その日。)」または「請求書類をマニュアル生命の本社が受け付けた日*4の翌営業日」のいずれか遅い日

*4 書類の提出以外の方法(マニュアル生命の定める方法に限り)により請求を行った場合は、請求をマニュアル生命が受け付けた日

ご契約時

●お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※一時払のため、契約初年度のみ適用となります。

年金支払開始日前

解約・一部解約の場合(差益のある場合)

年金の種類	契約後5年以内の解約等の場合	契約後5年超の解約等の場合
確定年金	20.315%源泉分離課税*	所得税(一時所得) + 住民税
終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

*税率20.315%は、復興特別所得税が付加された税率です。

被保険者死亡の場合

●死亡給付金

ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

年金支払開始日以後

年金および年金の一括支払

年金の種類	年金でのお支払い	年金の一括支払
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
終身年金		所得税(雑所得) + 住民税

※ご契約者と年金受取人が相違する場合、年金支払開始時に贈与税の対象となります。

! ご注意

外貨でお支払いする年金や解約返戻金に源泉徴収税が発生する場合、お支払いする金額および一時払保険料等をいったん円に換算し税額を計算します。その税額を再度外貨に換算し、年金額や解約返戻金額から差し引きます。そのため、「お支払い時点の為替相場」が「ご契約日の為替相場」に比べて、一定水準以上に変動した場合、外貨でお支払いする年金の合計額や解約返戻金額等が、一時払保険料を下回る場合があります。

ご参考 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上のお取り扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

※年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

ご参考 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(一時払保険料等)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$

税務上のお取り扱いについては、2023年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

各種お取り扱いについて

保険料のお取り扱い	<table border="1"> <tr> <th>契約通貨</th> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> </tr> <tr> <td>最低保険料</td> <td>20,000米ドル 取扱単位:100米ドル</td> <td>20,000豪ドル 取扱単位:100豪ドル</td> </tr> <tr> <td>最高保険料</td> <td colspan="2">5億円相当額*</td> </tr> </table>	契約通貨	米ドル	豪ドル	最低保険料	20,000米ドル 取扱単位:100米ドル	20,000豪ドル 取扱単位:100豪ドル	最高保険料	5億円相当額*								
	契約通貨	米ドル	豪ドル														
	最低保険料	20,000米ドル 取扱単位:100米ドル	20,000豪ドル 取扱単位:100豪ドル														
最高保険料	5億円相当額*																
<p>*同一被保険者で、マニライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約のご契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。 ※契約通貨を重複して選択することはできません。また、ご契約後に契約通貨を変更することはできません。 ※同一の契約通貨における年金支払総額保証付終身年金特約の年金額を合算し、同一被保険者について、年金額が300,000米ドルまたは300,000豪ドルを超えるお取扱いはできません。</p>																	
保険料の払込通貨	<p>保険料を、契約通貨と異なる下表の通貨でお払い込みいただけます。この場合、契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた保険料相当額をマニライフ生命の定める為替レートをを用いて契約通貨建の保険料を計算します。</p> <table border="1"> <tr> <th>保険料の払込通貨</th> <th>米ドル</th> <th>豪ドル</th> <th>ニュージーランドドル</th> <th>ユーロ</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>取扱単位</td> <td>100米ドル</td> <td>100豪ドル</td> <td>100ニュージーランドドル</td> <td>100ユーロ</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>※保険料の払込通貨を重複して選択することはできません。 ※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は、米ドルのときは1米ドル、豪ドルのときは1豪ドルとなります。</p>					保険料の払込通貨	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	ユーロ	円	取扱単位	100米ドル	100豪ドル	100ニュージーランドドル	100ユーロ	10,000円
保険料の払込通貨	米ドル	豪ドル	ニュージーランドドル	ユーロ	円												
取扱単位	100米ドル	100豪ドル	100ニュージーランドドル	100ユーロ	10,000円												
据置期間	<p>目標設定プラン：5年・10年 終身年金プラン：0年～5年(1年単位)</p>																
被保険者の契約年齢(満年齢)	<p>目標設定プラン：0歳～85歳(据置期間5年)／0歳～80歳(据置期間10年) 終身年金プラン：55歳～85歳</p>																
告知について	告知していただく事項はありません。																
保険料の払込方法	<p>一時払のみ ※「マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しています。</p>																
保障の責任開始日	マニライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(ご契約日)とします。																
年金受取人	<p>ご契約者または被保険者 ※終身年金プランで据置期間0年を選択した場合、お申し込みの際の年金受取人はご契約者に限ります。</p>																
契約者配当金	配当金はありません。																
クーリング・オフ	<p>●「ベストセレクション」は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 ●お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、書面*によるお申し出によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。 ※お返す通貨が外貨の場合、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。 ●ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面*(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマニライフ生命の本社までお申し出ください。 *クーリング・オフは、マニライフ生命ホームページ(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。</p>																
円支払特約A型	年金・死亡給付金・解約返戻金等を、マニライフ生命の定める為替レートをを用いて円でお支払いする特約です。ご契約者(第1回の年金のご請求の際または年金支払開始日以後は年金受取人、死亡給付金のご請求の際には死亡給付金受取人)のお申し出により、付加または解約することができます。																

※ご契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨、年金の種類、据置期間または年金支払開始年齢によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

目標設定プラン 目標額の設定・変更について

・ご契約時に120%・130%・140%・150%のいずれかの目標値を選択し、下表の円換算一時払保険料に乗じた金額を目標額として設定できます。

保険料の払込通貨	円換算一時払保険料	
円	お払い込みいただいた金額	
米ドル・豪ドル・ ニュージーランドドル・ユーロ	保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合	一時払保険料をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート(契約通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM))を用いて円換算した金額
	保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合	保険料の払込通貨による払込額をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート(保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM))を用いて円換算した金額

- ・目標額を設定しないことも選択できます。
- ・据置期間中であれば、目標値を変更することにより目標額を変更することおよび目標額を設定しないことへの変更もできます。
 ※円建年金への移行日以後は、目標額の変更はできません。また、変更する目標額は、変更時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。
- ・円建年金への移行日前に一部解約した場合、基本保険金額が減額された割合と同じ割合で円換算一時払保険料が減額されるため、目標額は減額後の円換算一時払保険料に目標値を乗じた金額に変更されます。

お申し込みからご契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されますので、15日および月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。

アフターサービス



マイページ

mypage.manulife.co.jp

- 契約内容のご照会
- 住所・電話番号の変更等、各種手続き
- 控除証明書の電子データ等のダウンロード
- チャットのご利用 等

ご登録はこちら



お電話

投資型商品カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時
 (祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。)

- 契約内容・積立金額のご照会
- 積立利率、年金額算出率、「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート、「円支払特約A型」の為替レート 等
- 各種お手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



お知らせ

ご契約内容のお知らせ 年1回、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)にお知らせします。

- 契約通貨
- ご契約時の積立利率
- 積立金額や解約返戻金額 等